

川越市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和6年10月24日 午後1時
- 3 閉 会 令和6年10月24日 午後2時20分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、嶋野道弘、飯島 希、岡本紘子
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長佐藤喜幸、学校教育部長岡島一恵、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼学校管理課長西貝俊哉、教育総務部参事兼中央公民館長小熊政彦、教育総務部参事兼博物館長中里良明、学校教育部参事兼教育指導課長早川美彦、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課長水村将晃、地域教育支援課長吉野泰弘、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長羽生田奈々絵、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長松本秀規

8 前回会議録の承認

令和6年度第4回定例会会議録、第6回臨時会会議録、第7回定例会会議録及び第8回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第26号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

副部長兼学校管理課長

川越市職員服務規程が改正されたことに伴い、川越市立学校職員服務規程の一部を改正したものである。本来であれば、教育委員会規程の改正については、川越市教育委員会事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会の議決が必要であるが、施行日である令和6年10月1日までの期間が短く急を要したため、同規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

改正の概要については、第7条第2項中の引用条項「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、第8条第3項中「川越市立学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成26年条例第27号)第2条」を「同条例第2条」に文言を整理したところである。施行日については、令和6年10月1日からとしたものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 川越市立城南中学校南側急傾斜地崩壊防止対策工事請負契約について

教育財務課長

工事請負契約について、契約の目的は、川越市立城南中学校南側急傾斜地崩壊防止対策工事、契約の方法は一般競争入札、契約の金額は5,610万円、契約の相手方は、川越市大字川越2363番地3、初野建材工業株式会社代表取締役初野直樹である。工期は、令和6年10月8日から令和7年7月12日までで、契約日は令和6年10月8日である。

工事概要について、工事場所は川越市岸町2丁目地内、工事内容は城南中学校の南側急傾斜地に、排水工、土留め工、法面整正工、植生マット工を施そうとするものである。

委員

植生マットの具体的なイメージを伺いたい。

教育財務課長

傾斜地の切土を行い、植生マットを敷くことで、斜面に草が自然に生えるようにし、植物が根付くことによって、土が崩れないようにするものである。

委員

生徒の通学路を工事するものか。

教育財務課長

通学路としては使用されていない場所の工事を行うものである。

委員

今回の工事場所については、以前から土砂災害区域に指定されているが、その対策としては今回の工事が初めてか。

教育財務課長

工事場所は、平成26年に土砂災害区域に指定されている。以降、地域からの要望やその対策方法などの検討を重ね、今回初めて崩壊防止対策工事を行うものである。

委員

土砂災害区域に指定された後から今までの間において災害はなかったか。

教育財務課長

土砂災害区域指定後に災害は発生していない。

(2) 仮称霞ヶ関北市民センターの整備進捗状況について

(3) 仮称芳野市民センターの整備進捗状況について

地域教育支援課長

まず、仮称霞ヶ関北市民センターの整備進捗状況だが、本事業は、昭和49年度に建設した霞ヶ関北公民館の老朽化及び狭あい化を解消するために、旧霞ヶ関北小

学校跡地に移転整備しようとするものである。また、昨年度まで霞ヶ関北公民館建設事業として進めていたが、出張所機能と公民館機能について、敷地が離れた別々の施設であったことから、地元霞ヶ関北支会からの要望を踏まえるとともに、施設の利用促進や利便性の向上を目指し、市民センターとして一体的に整備しようとするものである。

現在の工事の進捗状況について、今年度は、仮称霞ヶ関北市民センターの建設に向け、新築工事、電気設備工事及び機械設備工事を実施している。なお、建設予定地に仮囲いを設置するとともに交通誘導員を配置するなど、安全対策に努めているところである。

今後の事業予定だが、全ての工事の終了を令和7年10月末と見込んでおり、令和7年度中の開設に向けて準備を進めているところである。

次に、仮称芳野市民センターの整備進捗状況だが、本事業は、昭和44年度に建設した芳野市民センター及び芳野公民館における施設の老朽化及び狭あい化等を解消するため、いるま野農業協同組合旧芳野支店跡地に移転整備しようとするものである。

これまでの主な経緯と現在の状況について、平成21年度に川越市自治会連合会芳野支会から芳野市民センター建設に係る陳情書を受理した。その後も、同支会、芳野地域会議、地元建設検討委員会から、複数年度に渡り陳情書等が提出されている。令和2年度に「川越市個別施設計画（公共施設編）」において、芳野市民センターが更新対象施設に位置付けられたことで、用地の検討や庁内関係課による検討を行ってきた。令和5年度には「川越市芳野市民センター更新整備基本構想」を策定し、現在この基本構想に基づき、市民センター及び公民館の設計業務を実施しているところである。

今後の事業予定だが、令和7年度から令和8年度にかけて建設工事を行い、令和9年度中の開設を目指しているところである。

委員 仮称霞ヶ関北市民センターは平屋建てである一方、仮称芳野市民センターは2階建てであるが、この違いは敷地面積の違いによるものか。

地域教育支援課長

そのとおりである。

委員

仮称霞ヶ関北市民センターは平屋建てだが、プレイルームはその用途に必要な広さが確保されているか。

地域教育支援課長

必要な広さは確保されている。

委員

公民館各貸室使用率について、使用率が低い公民館があるが、その理由を伺いた

い。

地域教育支援課長

古い施設の使用率が低い傾向がある。芳野公民館の場合は、和室が多く、現在の使用形態に合わないという事情もあり、低くなっていると考えられる。ただし、新しい公民館でも使用率が低いところもあるため、このこと以外にも要因があると考えられる。

(4) 公民館敷地等の土地賃借料の支払遅延及び遅延損害金について

参事兼中央公民館長

公民館の敷地等について本市と土地賃貸借契約を締結している賃貸人4人に対し、契約書に基づき令和6年9月30日に賃借料支払うべきところ、これを失念し、支払っていなかったことが判明した。

遅延損害金の発生及び専決処分について、未払いの賃借料は、令和6年10月3日に支払いを完了したが、未払いが生じた日から支払日までの期間について、民法の定めによる遅延損害金が発生することとなるため、「市長の専決処分事項の指定について」第1号の規定により専決処分をしたところである。未払いの賃借料の額は、4件で6,549,671円、支払遅延に伴う遅延損害金の額は、4件で1,614円となる。

未払いが判明した経緯だが、令和6年9月30日が土地賃借料の支払期日であったところ、令和6年10月3日に土地の賃貸人の1人が来庁し、賃借料の支払いについて問い合わせがあり、事務処理を確認した結果、未払いであることが判明した。同日中に支払いは完了したが、遅延損害金が発生し、令和6年10月11日に遅延損害金の額の決定に係る市長の専決処分を行った。なお、遅延損害金の支払いは10月17日に完了している。

今回の件については、担当部署として深く反省しており、今後このようなことがないように、再発防止策を講じ、慎重に事務処理を進めていく。

委員

支払いについて、ダブルチェックはしていないのか。

参事兼中央公民館長

1人の職員が多く事務処理を抱えており、事務のスケジュール管理を個人が行っていたことで、ダブルチェックができていなかった。

委員

上司の確認を受けることなく、事務処理ができるのか。

参事兼中央公民館長

上司の確認を受けることなく、独断で事務処理が進むということはない。今回については、そもそも事務処理を失念しており、上司が決裁できる状況にもなかったということである。

委 員

再発防止策について伺いたい。

参事兼中央公民館長

期限のある重要な業務については、業務スケジュールなど情報の共有を徹底し、また、アラート機能を活用するなどして事務処理の失念がないよう再発防止の取組をすでに実施している。

(5) 市内小学校におけるいじめ重大事態の発生について

(非公開)

(6) 今後における教師用指導書等の購入について

参事兼教育指導課長

市議会（9月定例会）での議員からの指摘・意見や文化教育常任委員会における附帯決議を真摯に受け止め、教育委員会事務局として、今後、教師用指導書等の購入の事務を適正に行えるよう事務の見直しを図っているところである。

まず、教育指導課としては、指導主事の研修について、市職員の研修カリキュラムに基づき、本市として必須である文書事務や契約事務などの研修に参加できるようにしたところである。今後も新たに採用する指導主事については研修に参加させるようにしている。さらに、課内でも定期的に研修の機会を設定し、文書事務、契約事務等における課内職員の資質向上に努めていきたい。

また、購入にあたっての事務執行については、財政課、契約課、会計室等を交えた検討会議を開催する予定で、結果については、後日報告する。

副部長兼教育総務課長

教育総務課としては、教育委員会会議録の公開時期に関する指摘に対し、今回の会議で、前回開催分まで会議録の承認がなされたところである。今後も遅滞なく会議録を作成できるようにしていきたい。

委 員

二度と同じことが起こらないことが一番大事なことであるため、次につながる仕組みを検討してもらいたい。

1 1 協議事項

(1) 令和7年度川越市教職員研修計画の方針等について

参事兼教育センター所長

「令和7年度川越市教職員研修計画の策定方針と改善・充実のための主な取組について」だが、策定方針については、昨年度からの変更はない。策定方針は継続しつつ、研修体制の整備等、改善・充実させることにより、来年度の研修計画をより良いものしていきたいと考えている。

策定方針1については、教職員が主体的に学ぶことができるよう、2点改善したいと考えている。1点目はキャリアアップデザインシートの改善である。キャリア

アップデザインシートは、教職員が管理職との対話の中で、自身の現在のキャリアステージについて考え、自身の強みや弱みを自覚できるようにするために活用するものである。キャリアアップデザインシートについて、4点修正を加えた上で、来年度に活用していきたいと考えている。2点目として、教職員に対して研修のニーズを把握するためのアンケートを今年度も実施したいと考えている。研修を実施したことによる効果について把握するため、「今年度役に立ったと思う研修」とその理由について、質問項目を付け加えたいと考える。

策定方針2については、今年度と同様に、最重点を3項目及び重点を5項目とし、研修を実施していきたいと考えている。

策定方針3については、オンデマンド型研修の改善である。オンデマンド型研修であっても、受講する教職員が主体的かつ効果的に研修に取り組めるように、受講者同士で協議を行えるようにしたり、受講後に取り組む課題を設定したりする工夫を図っていきたい。また、受講者が自身の実践や経験を振り返ったり、受講者に課題を自覚させたりするよう、動画の中で問いかける等の工夫をしていきたい。

今回の意見等を踏まえ、研修担当が策定方針に沿って来年度の研修を計画し、12月定例会に提出する予定である。

委員

川越市の求める教職員像のうち、「時代の変化に対応した魅力ある教育の創造に全力をあげる教職員」の具体的なイメージを伺いたい。

参事兼教育センター所長

「時代の変化に対応した」というところについては、時代の流れにより、国及び県の考え方や、社会の状況が変わる中であっても、柔軟に対応できる教職員のイメージである。「教育の創造に全力をあげる」というところについては、教職員ひとりでは対応できないことが多々あるが、そのことに対して、個別最適な学びと同時に協働的な学びによって解決していくことに全力を挙げる教職員のイメージである。

委員

最重点研修を行うことで川越市の求める教職員像にどのようにつながるのか伺いたい。

参事兼教育センター所長

最重点研修において、1つ目の「川越市小・中学生学力向上プランに基づく「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業力の向上を図る研修」については、「指導力のある意欲的な教職員」につながる。2つ目の「児童生徒の情報活用能力を育むICT活用指導力の向上を図る研修」については、「時代の変化に対応した教職員」や「指導力のある意欲的な教職員」につながる。3つ目の「各学校の実態に応じたふるさと学習の推進を図るための研修」については、子どもたちの実態に応じて、様々な方との関わりの中で、子どもたちが自ら課題を見つけ、その課題を

どのように解決していくかを自分たちで考えていくという「児童生徒の理解に基づく教育」や「時代の変化に対応した魅力ある教育」につながる。

委員

主権者教育やキャリア教育に係る研修はないのか。

参事兼教育センター所長

今回の資料には明記していないが、主権者教育やキャリア教育に係る研修は今年度も実施している。

委員

川越市の求める教職員像の「3 時代の変化に対応した教職員」に関して、変化を感じ取るためには、自校や川越市の外に出て、変化を感じ取ることが必要であると考え。また、「授業力の向上を図る研修」に関しては、校種を超えた教育を実際に見て、それを自身の授業に生かすことや、他の教科との関連が強く求められる現状において、教科を超えた授業を見ることも必要と考える。

言葉で理解するよりも、実際に感じる方が効果は早く出るので、これらの研修を義務付けるぐらいの姿勢を見せた方が良いと思う。

委員

他の学校の取組や児童生徒との関わり方など、横のつながりを感じ取れるオンデマンド型研修があればよいと感じたが、どのように考えるか。

参事兼教育センター所長

オンデマンド型研修については、個の学びで終わってしまう可能性がある。そこに横のつながりを持たせるということが大切だと思うので、研修方法等について検討をしていきたい。

委員

最重点研修として、授業改善や授業創造に係る研修を追加できないか。また、教職員のニーズを把握するためのアンケート調査に、他校種、他教科に関する項目を追加できないか伺いたい。

参事兼教育センター所長

いずれも重要な項目と考えるので、アンケート等への追加について検討したい。

委員

令和6年度の研修の総括を伺いたい。

参事兼教育センター所長

令和6年度研修の総括だが、オンライン研修やオンデマンドの研修については、学校にとってはとても効果的でありがたいという意見がある。また、研修の数について、44あった特定研修を19まで削減したことについて学校から評価をされている。ただ、研修の数を削減したことで負担が軽減されたと教職員が感じているかというところ、そこまで感じてはいないと捉えている。令和7年度は、教育委員会がど

のように工夫して、どのような研修を実施しているかについて示していきたいと考えている。

委 員

今回の研修計画の策定方針について、改善することでどのような効果を期待しているのか。

参事兼教育センター所長

対話による受講奨励により、より多くの教職員が研修に参加する結果となった。来年度も同様に、主体的な対話による受講奨励を行うことで、より多くの教職員が主体的に研修に臨めるようにしたい。

そのために、キャリアアップデザインシートの改善やアンケートの工夫、オンデマンド型研修の改善を行う。加えて、研修回数を大きく削減しているので、来年度は、研修の質を高めていきたいと考えている。また研修により、教職員の資質・能力をさらに高めることで、児童生徒の資質・能力を高めることにつなげていきたいと考える。

教育長

総合教育会議の中でも次期教育大綱の策定に関し、教職員の資質向上が挙げられた。教育センターに集める研修やオンライン研修は受け身の研修で、刺激は受けるが、実践に結び付けづらい。そのようなことを考えると、日頃の授業を見合い、話し合い、実践に結び付けるような研修を中心に考えていくことで、研修の数を減らすことができ、また、学校にとっても非常に効果が期待できる研修になると思う。そのような観点をもって、研修計画を検討してもらいたい。

1 2 その他

- (1) 議事に先立ち、報告事項(5)について、個人に関する情報にあたることから、この審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出された。全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うとともに、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長）のみで審議することに決定した。
- (2) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者委員、嶋野委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、令和6年11月11日（月）午後3時開会に決定した。